

人材紹介求人募集活動請負基本契約書

福祉法人 会 (以下、甲という)と、
福山オートサービス株式会社ふくやま介護求人センター (以下、乙という)とは、以下の
通り人材紹介に係る募集活動の請負に関し、以下の通り契約を締結する。

第1条 (適用)

本契約書は、乙が甲に紹介する甲の依頼により乙が募集したスタッフ (以下、丙という)
を甲に人材紹介する場合に適用する。

第2条 (紹介手数料)

甲は、丙を採用した場合には、乙に対し紹介手数料として丙の採用後初年度における理
論年収の20%~35%を支払うものとする。

尚、当該紹介手数料は都度、別途見積書で協議する。

ここでいう理論年収とは月額給与 (通勤手当と超過勤務手当は除く) 及び想定される賞
与の額を合算したものをいう。

第3条 (紹介手数料の返還)

丙が入社後、本人の責に起因する事由により退職したときは、民法第420条 (賠償額の
予定、違約金) に準拠し、一部または一定割合の額を返還する。また、採用決定後の勤務
成績又は作業能率が著しく不良で向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就
業に適さないと認められた時、乙は入社後の経過期間に応じ以下の割合で前条により支払
われた手数料を返還するものとする。

1. 入社7日未満	返還額=紹介手数料の100%
2. 入社1ヶ月未満	返還額=紹介手数料の80%
3. 入社3ヶ月未満	返還額=紹介手数料の50%
4. 入社3か月以上	返還額なし

但し、雇用条件の明らかな相違、各ハラスメントなど甲の瑕疵又は甲の理由に起因する
退職、甲の都合による解雇もしくは当該採用者の死亡など、不測の事態による退職の場合
は本条前項の紹介手数料の返還は適用されない。

第4条 (支払い条件)

乙は、甲が丙の採用を決定した時点で、紹介手数料に消費税を加えた金額を甲に請求す

る。甲は、乙の請求に基づき、紹介手数料に消費税を加えた金額を、丙の入社日までに乙の指定する銀行口座へ振込により支払うものとする。

第5条（特別費用）

乙が丙を人材紹介するために甲より指示のあった出張、あるいは特別な費用を必要とするときは、その都度事前に甲乙協議の上、費用負担を決定するものとする。

第6条（秘密の厳守）

甲及び乙は、本覚書に基づく人材紹介により知りえた個人情報及び、各々の業務上の秘密を他に漏洩しないものとする。

甲及び乙は、丙の同意を得ることなく、丙の個人情報を収集してはならない。

第7条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本覚書の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙誠意を以て協議の上、決定するものとする。

第8条（その他）

甲は丙との間で入社の際に締結する辞令、または就業条件明示書及び雇用通知書若しくは雇用契約書の控えを乙へ提出するものとする。

本契約の締結を証するため、本所2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

2019年 月 日

甲

乙 福山オートサービス株式会社
ふくやま介護求人センター
広島県福山市南蔵王町6丁目15-14
センター長 安原一志 印